

一般廃棄物処理施設の維持管理記録

年度	令和6年度
施設名称	羽生市清掃センター（焼却施設）
所在地	羽生市大字三田ヶ谷1863

項目	内 容	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(※1) 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量	可燃ごみ焼却量 (t)	-	1,030.40	1,160.90	1,010.45	1,261.63	1,151.92	932.34	1,199.56	810.23	1,307.48	1,011.46	706.24	1,019.82	
(※2) 燃焼室中の燃焼ガスの温度（連続的に測定し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1号炉燃焼室出口												
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	測定の結果(°C)	800以上	836.0	895.0	864.0	851.0	832.0	847.0	882.0	887.0	883.0	892.0	884.0	904.0	
	測定を行った位置	-	2号炉燃焼室出口												
(※2) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（連続的に測定し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1号炉ろ過式集じん器入口												
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	測定の結果(°C)	200以下	178.0	180.0	180.0	182.0	181.0	180.0	181.0	181.0	178.0	179.0	181.0	181.0	
	測定を行った位置	-	2号炉ろ過式集じん器入口												
(※3) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度（連続的に測定し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1号炉煙突入口												
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	測定の結果(ppm)	100以下	0.0	1.0	0.0	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	1.0	
	測定を行った位置	-	2号炉煙突入口												
(※4) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回/年）	測定を行った位置	-	1号炉煙突入口												
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	R6.10.17	-	-	-	-	-	
	測定の結果(ng-TEQ/m ³)	5以下	-	-	-	-	-	-	0.0021	-	-	-	-	-	
	測定を行った位置	-	2号炉煙突入口												
(※5) 煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度又はばい煙濃度（2回/年）	測定を行った位置	-	1号炉煙突入口												
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	R6.9.5	-	-	-	-	R7.2.26	
	ばいじん濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(g/m ³)	0.15以下	-	-	-	-	-	-	R6.10.2	-	-	-	-	R7.3.5	
	窒素酸化物濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(vol ppm)	180以下	-	-	-	-	-	-	86	-	-	-	-	88	
	塩化水素濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(mg/m ³)	200以下	-	-	-	-	-	-	4.0	-	-	-	-	3.7	
	硫酸酸化物排出量測定の結果 (m ³ /h)	80以下	-	-	-	-	-	-	0.073	-	-	-	-	0.035	
	測定を行った位置	-	2号炉煙突入口												
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	R6.9.5	-	-	-	-	-	R7.2.26
	ばいじん濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(g/m ³)	0.15以下	-	-	-	-	-	-	R6.10.2	-	-	-	-	-	R7.3.5
	窒素酸化物濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(vol ppm)	180以下	-	-	-	-	-	-	95	-	-	-	-	98	
	塩化水素濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(mg/m ³)	200以下	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	-	2.2	
	硫酸酸化物排出量測定の結果 (m ³ /h)	80以下	-	-	-	-	-	-	0.11	-	-	-	-	0.017	

- (※1) 処理数量は、ごみクレーンによる計量値による。
- (※2) 燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」による。
- (※3) 一酸化炭素濃度の測定結果は、施設運転時の月平均濃度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。
- (※4) 基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。
- (※5) ばいじん濃度の基準値は、「大気汚染防止法」による。
窒素酸化物濃度の基準値は、埼玉県「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」による。
塩化水素濃度の基準値は、埼玉県「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」による。
硫酸酸化物排出量の基準値は、「大気汚染防止法」による。K値=9
- (※) ばいじん又は焼却灰の焼成及び固形燃料に関する事項については、該当しないため表記していません。